

港長公示第 6-102 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 27 日

京 浜 港 長

お台場海浜公園付近海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区お台場海浜公園付近海域において、花火の打上げが実施されることに伴い、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶、港長が許可した船舶を除く）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和 6 年 6 月 1 日（土）、令和 6 年 6 月 2 日（日）の各日 17 時 00 分から花火の打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間（各日 21 時 00 分を予定）

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面

- イ、北緯 35 度 37 分 46.65 秒 東経 139 度 46 分 7.54 秒
- ロ、北緯 35 度 37 分 43.24 秒 東経 139 度 45 分 58.76 秒
- ハ、北緯 35 度 37 分 44.78 秒 東経 139 度 45 分 54.35 秒
- ニ、北緯 35 度 37 分 53.78 秒 東経 139 度 45 分 53.71 秒
- ホ、北緯 35 度 37 分 59.61 秒 東経 139 度 46 分 2.82 秒
- ヘ、北緯 35 度 37 分 56.38 秒 東経 139 度 46 分 9.88 秒

3 標識

前記 2 の区域を明示するため、黄色灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が 6 基設置される。

4 その他

前記 1 の間、前記 2 の区域周辺海域に警戒船が配備される。

別図

令和6年6月1日(土)、令和6年6月2日(日)の各日17時00分から花火打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間(各日21時00分を予定)



次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| イ、北緯 35 度 37 分 46.65 秒 | 東経 139 度 46 分 7.54 秒 |
| ロ、北緯 35 度 37 分 43.24 秒 | 東経 139 度 45 分 58.76 秒 |
| ハ、北緯 35 度 37 分 44.78 秒 | 東経 139 度 45 分 54.35 秒 |
| ニ、北緯 35 度 37 分 53.78 秒 | 東経 139 度 45 分 53.71 秒 |
| ホ、北緯 35 度 37 分 59.61 秒 | 東経 139 度 46 分 2.82 秒 |
| へ、北緯 35 度 37 分 56.38 秒 | 東経 139 度 46 分 9.88 秒 |